

長野県地方税制研究会設置要綱

平成 23 年 7 月 15 日 制 定

平成 23 年 8 月 15 日 一部改正

平成 25 年 7 月 12 日 一部改正

平成 27 年 7 月 15 日 一部改正

平成 28 年 6 月 24 日 一部改正

(設置)

第 1 条 最も基幹的な自主財源である地方税のあり方を検討することを目的として、「長野県地方税制研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 研究会は、次に掲げる事項について、調査及び研究を行い、その結果を知事に報告する。

- (1) 本県の税制のあり方に関すること。
- (2) 地方分権の進展に対応する税制の研究に関すること。
- (3) 本県独自の政策税制に関すること。

(組織)

第 3 条 研究会は、学識経験を有する委員 5 名以内で組織し、知事が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第 4 条 研究会に座長を置き、知事の指名によってこれを定める。

2 座長は、研究会を招集し、会務を総理する。

(専門部会)

第 5 条 研究会に、特定の事項について調査研究する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は委員 4 名以内で組織し、知事が委嘱する。
- 3 専門部会に部会長を置き、知事の指名によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 5 専門部会の委員の任期は 2 年とする。

(意見の聴取)

第 6 条 座長及び部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 研究会、部会の庶務は、総務部税務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。